

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人浦上奨学会（以下「この法人」という）の定款第 18 条及び第 37 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 13 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第 18 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 4 第 2 項及び第 3 項とは別に、役員及び評議員の退任に当たっては、常勤・非常勤、在任期間、職位等に応じて退任慰労金を支給することができる。

### (報酬等の額)

第 4 条 常勤の役員の報酬月額とは別表第 1 のとおりとする。各常勤理事の報酬月額は同表にもとづき、理事長が理事会の承認を得て決定するものとし、各常勤監事の報酬月額は同表にもとづき、評議員会で決議するものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は別表第 2 のとおりとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項とは別に、理事長、常務理事及び評議員長には、その職務を勘案して別表第 3 に示す定額を支払うものとする。
- 4 役員及び評議員に対する退任慰労金は別表第 4 のとおりとする。各理事の退任慰労金は同表にもとづき、理事長が理事会の承認を得て決定するものとし、各監事及び各評議員の退任慰労金は同表にもとづき、評議員会で決議するものとする。

### (報酬の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は毎月一定の日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員に対する謝金は、理事会又は評議員会への出席等、必要な都度、支払うものとする。

- 2 前項とは別に理事長、常務理事及び評議員長には、一定額を 12 月に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第 7 条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

- 第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

**附則**

この規程は、この法人の設立登記の日から施行する。

**附則**

この規程の変更部分は、この法人の評議員会での議決の日から施行するものとする。

変更 2019 年 3 月 15 日

<別表第 1>常勤役員の報酬月額

- ・理事長 70 万円まで
- ・常務理事 60 万円まで
- ・理事 50 万円まで
- ・監事 50 万円まで

<別表第 2>非常勤役員及び評議員の報酬の額

- ・理事及び監事 会議に出席の都度、謝金として一人一律 3 万円
- ・評議員 会議に出席の都度、謝金として一人一律 3 万円

※書面による会議の場合を除く

<別表第 3>上記とは別に 12 月に支給する額

- ・理事長 10 万円/年
- ・常務理事 5 万円/年
- ・評議員長 5 万円/年

<別表第 4>退任慰労金

- ・上限を 30 万円として、常勤・非常勤、在任期間、職位に応じて決定